緊急作業に従事する意思の申告書

年 月 日

京都大学総長 殿

私は、京都大学複合原子力科学研究所の原子炉施設あるいは核燃料物質の使用施設に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原子炉施設の損傷が生じた場合、その他の緊急やむを得ない場合において、京都大学複合原子力科学研究所長の指示があった場合、以下の緊急作業に従事する意思を申告します。

１．一般の緊急作業（実効線量限度：100 mSv）への従事について

* 一般の緊急時における被ばく線量限度に基づく緊急作業に従事します。
* 一般の緊急時における被ばく線量限度に基づく緊急作業に従事しません。

以下は１．について「緊急作業に従事します。」にチェックした者が申告すること。

２．放射性物質の敷地外等への放出の蓋然性が高い場合として法令に定められた事象の発生時における作業（実効線量限度：250 mSv）への従事について

* 上記の事象発生時における被ばく線量限度に基づく緊急作業に従事します。
* 上記の事象発生時における被ばく線量限度に基づく緊急作業に従事しません。

所属：

氏名（自署）：

＜備考＞

・本申告書は、所員の放射線業務従事者であって、緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について保安教育あるいは再教育において教育を受けた者が提出する。

・上記の□のいずれかにチェックして、総務掛に提出すること。本申告書に関する質問等は、放射線管理部窓口（内線2333、houkan@rri.kyoto-u.ac.jp）に連絡すること。

・本申告の有効期限は、申告者が「所員の放射線業務従事者」でなくなった時、あるいは申告者が本様式によって新たな申告をした時までとする。

・緊急時における等価線量限度は、一般の緊急時及び放射性物質の敷地外等への放出の蓋然性が高い場合として法令に定められた事象の発生時のいずれも、目の水晶体について300 mSv、皮膚について1 Svである。